参考資料３

関　係　法　規　抜　粋

医療法

第３０条の４　略

２～１６略

１７　都道府県は、医療計画を定め、又は第３０条の６の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村（救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）及び保険者協議会の意見を聴かなければならない。

１８　略

第７２条　この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

２　略

医療法施行令

第５条の１８　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　略

４　略

第５条の２０　略

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

３　議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第５条の２１　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

４　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

５　略